

橋本市
物価高騰対策商工業者支援給付金
(第2回)

給付金申請要領

令和5年6月16日版

橋本市 産業振興課 産業支援係

TEL : 0736-33-1247

給付目的

国際情勢等に起因する急激な原油価格・物価高騰に直面している市内中小企業や個人事業者の負担軽減を図り、今後の事業の継続を支援します。

支給要件

下記のすべてに該当する場合は、給付金の対象となります。

- (1) 橋本市内に事業所（本店・支店問わず）を有する法人若しくは橋本市内で事業を行なう個人事業者であること。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。

業種分類	中小企業基本法における中小企業の定義（いずれかを満たす者）	
	資本金の額または出資金の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- (3) 本給付金の申請日において市内で事業をしており、今後も事業継続の意思があること。
- (4) 市税の滞納をしていないこと（徴収の猶予を受けているものを除く）。
- (5) 事業に必要な許認可を取得していること。
- (6) 橋本市暴力団排除条例（平成23年橋本市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団である者及び代表者、役員又は使用人そのほかの従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者である者ではないこと。

不支給要件

下記の(1)から(6)のうち、いずれかに該当する場合は、給付金の対象外となります。

- (1) 主たる事業が、日本標準産業分類で「農業、林業」に分類される業を営む者
- (2) 福祉、介護、子ども支援等の公的サービス提供事業所
※物価高騰対策にかかる支援給付金（福祉サービス、介護サービス、子ども支援等各サービス）として別途申請が可能
- (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」または「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 宗教上の組織又は団体及び政治団体
- (6) その他、橋本市物価高騰対策商工業者支援給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの。

申請期間・方法

(1) 申請期間

令和5年6月20日（火）から令和5年8月31日（木）※消印有効

(2) 申請方法

必要書類を添えてウェブホーム、郵送又は窓口で申請してください。

(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。)

【提出先】 〒648-8585 (住所記入不要) 橋本市 産業振興課 産業支援係

【ウェブでの申請】

➤ <https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/keizaisuisinbu/sangyousinkou/syoukou/16123.html>

➤ 橋本市 HP の QR コード⇒

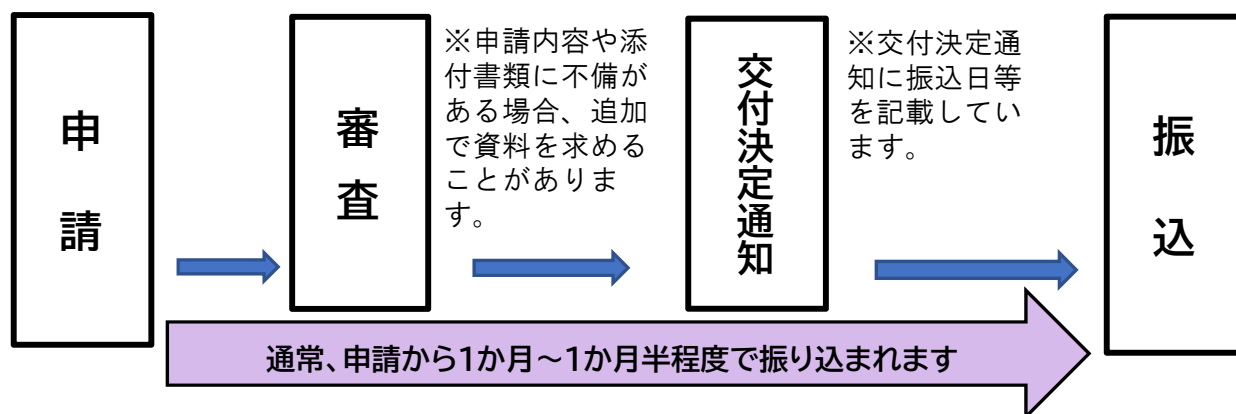


※なお、申請書等については橋本市役所（経済推進部産業振興課）及び橋本商工会議所、高野口町商工会に配架しています。橋本市ホームページからのダウンロードも可能です。

※書類に不備等があった場合、ご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。

※ご連絡がつかなかった場合、給付金の支給ができない場合がありますので、日中連絡のつくご連絡先を必ずご記入ください。

申請から支給までの流れ



給付額について

次の区分に応じ、1事業者につき1回に限り、所定の金額を給付いたします。

区分	金額
法人	10万円
個人	5万円

提出書類について

1	橋本市物価高騰対策商工業者支援給付金交付申請書兼請求書（第2回）
2	振込口座の通帳の写し 申請書に記載した振込口座の写しを添付（通帳の表紙を開いたページ。銀行コード、支店コード等が記載されたページの写しを添付）
3	確定申告書等の写し 【法人】直近の決算期分の確定申告書 ① 確定申告書別表一 ② 法人事業概況説明書 ※税務署の收受印が押されていること。e-taxによる申請の場合は「受信通知」を添付してください。 【個人】 ① 令和4年分の確定申告書 第一表 または市民税・県民税申告書 ② 収支内訳書または青色申告決算書 ※確定申告書においては、税務署の收受印が押されていること。e-taxによる申請の場合は「受信通知」又は申告済であることが分かる書類を添付してください。 ※個人・法人ともに、橋本市内で事業を営んでいることが分かるものを提出してください。 ※なお、提出いただいた書類により、橋本市内で事業を営んでいることが分からない場合には、別途書類の提出をお願いすることがあります。
◆新規開業された事業者で決算期や申告時期を迎えていない場合は、下記の書類を提出してください。（受付印が押されていること） ①法人設立届出書（法人）または開業届（個人）の写し	

◆雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

雇用契約によらない、業務委託等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として税務上の雑所得又は給与所得で確定申告している方は「個人事業者」の提出書類に加え、下記の書類を提出してください。

令和4年度中の業務委託契約書の写し

その他必要な書類の提出を求める場合があります。

申請についての問い合わせ先

産業振興課 0736-33-1247